

第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会
公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得

(目 的)

第 1 条 この心得は、第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第 2 条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(公正な応募提案の確保)

第 3 条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(募集要項等の熟知)

第 4 条 応募提案者は、実行委員会の募集要項及び仕様書等に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知の上、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項等について疑義があるときは、実行委員会が指定した方法により実行委員会に対し説明を求めることができる。

(見積書の作成等)

第 5 条 契約候補者は、実行委員会が指定した様式により見積書を作成し、見積依頼書その他見積依頼に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積書は無効とする。
- 3 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 前各項の規定は、実行委員会が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、実行委員会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した見積り辞退承認申請書を実行委員会へ提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、実行委員会が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

2 前項の場合において、実行委員会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(再度見積り)

第8条 契約候補者が委託上限金額の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 実行委員会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が委託上限金額の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者がいるときは、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速や

かに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書の締結等)

第 12 条 実行委員会から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方と決定した日から 10 日以内にこれを実行委員会に提出しなければならない。

2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第 13 条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 14 条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、実行委員会の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和 7 年 4 月 1 8 日から施行する。